

論 文

ドイツ利子課税の改革と財政効果  
—所得税法における清算税方式について—

野 田 裕 康

**Abstrakt**

Im Jahr 2009 hat Deutschland die Abgeltungsteuer als eine neue Erhebungsform für Kapitaleinkünfte eingeführt. Hauptziel der Abgeltungsteuer ist Vereinheitlichung der Besteuerung von privaten Kapitalerträgen und Eindämmung der Kapitalflüchte ins Ausland. Aber bisher bringt diese Steuer nicht den erwarteten finanzwirtschaftliche Auswirkungen. Wegen der verschiedene Sonderregelungen in Übergangszeiten würde die Abgeltungsteuer weder Verwaltungsvereinfachung noch Steuermehreinnahmen bisher noch nicht erreicht, obwohl es die Ausweitung der Bemessungsgrundlage und Einschränkung des Werbungskostenabzugs in Betracht gezogen werden. Der folgende Beitrag zeigt die neue Kapitalertragsteuer mit Abgeltungsverfahren, grundlegende Form der Zinsbesteuerung und Problematiken in Deutschland. Zusammenfassend lässt sich sagen, dass im Vergleich zur japanischen ausnahmslose Zinsbesteuerung wird die Abgeltungsteuer in Deutschland mehr kompliziert und dazu noch insbesondere auf der Bankkontoebenen verhältnismäßig begünstigt.

**JEL:** H20, H24, G20, G28

**Keywords:** Abgeltungsteuer, ドイツ所得税法, 利子課税, 源泉徴収, 銀行口座

はじめに

資産の継続的保有から発生する定期的な所得（インカムゲイン）や、資産の売買から発生する一時的な所得（キャピタルゲイン）は、世界各国で様々な税制が講じられている。これらの資産性所得は、所得税の制度上他の所得類型と

合算課税する包括的所得概念に基づくものが世界的に主流である。これに対して、1987年のデンマークをはじめとして1990年代に北欧諸国で導入された二元的所得税は、資産所得と勤労所得に二分して分離課税する新しい所得税制として注目されるようになった。

ところで、高齢社会が進展するにつれ、国民の勤労所得以外への所得依存性は今後ますます高まることが予想できよう<sup>1</sup>。とくにわが国では、国民の総貯蓄率や貯蓄資産額が諸外国に比べてこれまで高いことが特徴のひとつであった。しかしながら、実質的な家計貯蓄率は1970年代半ばをピーク（約20%）に以後低下し続けており、2007年では1.7%にまで落ち込んだ<sup>2</sup>。一方我が国と同様の高齢社会である、ドイツ、フランス、オーストリア、スイスなどは依然として家計貯蓄率が10%台を維持している<sup>3</sup>。このような家計貯蓄率を国際比較する際に、各国の税制や人口構成、各種サービスにより誤差の生ずる可能性は否定できない<sup>4</sup>。しかし世界的な潮流として貯蓄資産やその他金融資産の動向を議論する場合、インターネットの普及に見られるようなグローバルなIT技術の進化と同様に、各国の資産課税制度や個人情報の管理など公的機関の役割もまた極めて重要である。なかでも、近年のドイツはEUの中心国として課税資産情報交換や脱税摘発に対して積極的に取り組み、抜本的な制度改革を実施している。

2009年にドイツは清算税（Abgeltungsteuer）という新しい租税形態を導入した。但し、これは税と名付けられてはいるものの、独立した税法を創設したのではなく、税の徴収形態として源泉徴収課税を個人の金融資産所得全般に対して一律に導入するという、租税徴収制度の変更を意味するものである。例えば賃金税（Lohnsteuer）も所得課税の徴収形態として源泉徴収（PAYE Tax）されているが、独立した税法を持つものではない。これは我が国の給与所得に

---

1 高齢者1世帯当たり平均所得額における稼働所得の割合は1985年（平均所得金額：210.6万円）の33.2%から2008年（平均所得金額：297万円）には17.7%に減少し、他方で公的年金・恩給の割合は52%から70.6%に上昇している。厚生労働省（2010）表7。

2 内閣府（2010）5頁、但し2009年には5.5%まで回復している。

3 OECD（2010）Table 23.

4 世良裕一（2005）14頁以下参照。

対する税のことである。このようにドイツでは所得税法の下位形態として便宜的に税という名称を付しているため<sup>5</sup>、税制の考察においては注意が必要である。つまり、一般的な呼称として賃金税は源泉徴収額段階を、広義の所得税は年間申告額段階を意味している。また、同類の徴収形態を有する所得課税に資本収益税 (Kapitalertragsteuer) があり、通常は資本会社の配当所得に対する非査定収益税と区分されている。但し、配当所得は条件によって査定所得税に算入して総合課税されるため (後述)、いわゆる二重課税調整の範疇にあり、統計上正確な算出がなされていない<sup>6</sup>。また、これら2つは源泉税 (Quellensteuer) とも総称されている。清算税は後者に譲渡所得をも加えたドイツ資産所得徴収形態のパラダイムシフトとも言えよう。この制度を我が国に照らし合わせるならば、利子所得・配当所得・譲渡益所得に対する申告不要総合源泉分離課税制度である。ドイツは2008年以前においても源泉徴収方式に基づく総合課税を行っていたが、課税ベースの把握や公平性の観点から十分な機能が発揮されておらず、多くの議論の末、新たな徴収システムが実施されるに至ったのである。

本論文では、2000年代になされた利子所得課税の平等負担の議論を踏まえ、個人金融所得課税の統一としてようやく導入されたこの清算税を取り上げ、現下の問題点を検討する。特に、我が国の利子課税が戦前より貯蓄奨励という観点から優遇され、1980年代に見直しの議論の結果、一律源泉分離制度が1988年に実現され今日に至っているのに対し<sup>7</sup>、ドイツで2008年まで徴収されていた利子課税制度すなわち利子源泉控除税 (Zinsabschlagsteuer) は、予てより多くの改革議論及び制度改革は試みられてきたものの、大陸特有な近隣国との金融市場の特殊性<sup>8</sup>により資産の捕捉や税収の面でほとんど効果をもたらしてい

---

5 ドイツ所得税法では第VI編の徴収において賃金税 (§ 38 EStG) と資本収益税 (§ 43 EStG) という名称で条文が規定されているが、清算税という名称は第IX編のその他の規定で資本収益と譲渡益に対する清算税導入適用規定があるのみである (§ 52a EStG)。

6 BMF (1999) S. 136.

7 特に我が国の配当課税や譲渡益課税は1990年以降も幾多の改革を経ており、金融所得課税一本化に向けた議論がなされている一方で、利子課税は1990年以降ほとんど変更がない。

なかったのである。

この清算税の実施によりドイツにおける金融所得への一体課税は、まず税法上において公平性、そして就中簡素化に貢献することになったのであろうか。特に利子所得課税において、ドイツの懸念するEU内外における課税競争はどのように変化しているのか。さらに、外国資金の国内還流による税収増大や行政コスト削減など、当初期待された税務当局による租税（徴税）制度の改善という財政効果は発揮できたのであろうか。また、我が国の利子課税制度<sup>9</sup>はドイツの清算税によりどのような示唆を得ることができるのか。本論文ではこのような視点に立って、新しいドイツの清算税による租税政策と残された問題点について論考していきたい。

## 1. ドイツ所得税法における個人金融所得一体課税の定義と概要

インターネットを代表とするIT技術の進展や情報・資本のボーダレス化などが世界的な潮流として普及し、個人の資金移動も極めて顕著でグローバルな動きを見せるようになった。同時に近年の多様で複雑なそれら金融資産の存在は、各国の課税当局にとっていわばパッチワーク的課税の様相を呈しており、真正な課税所得の捕捉が公平課税の観点から特に重要となっている。

制限的所得概念に基づき個人<sup>10</sup>のキャピタルゲイン非課税を実践してきたドイツは、2008年の抜本的企業税制改革<sup>11</sup>により金融所得の課税方法を2009年より変更して、複雑多様化する課税方法を統合・簡素化し、同時に立地競争力を高めるため国内企業の税負担を大幅に軽減するという経済対策を講じた。特にドイツは金融所得の中でも株式市場の進展に伴う配当課税の影響が強まりつつ

---

8 資本移動の容易性や銀行秘匿問題など。

9 我が国の利子課税の問題点は、石弘光（1993）、岩本康志他（1995）、水野忠恒（1999）、小川幹夫（2004）、ドイツの利子課税は野田裕康（2005a）、（2005b）を参照。

10 資本金会社が1年以上保有する株式譲渡益も投機行為とみなされないため非課税であった。

11 主な改革には、法人税負担の軽減（29.83%）、投資控除額引上げ、営業税経費控除廃止などが挙げられている。Deutscher Bundestag Drucksache（2007）16/4841.

ある一方で、安定資産としての利子所得への課税は停滞していたために、この改革による財政成果が大いに期待されていたのである。

そこでまず、ドイツにおける金融所得の課税分類から見てみよう。資本所得から不動産関連所得を除いた金融商品として、預貯金利子、貸付信託利子、株式、抵当証券、公社債、投資信託、オプション取引、商品ファンド、商品先物取引、保険関連収益など今日様々な収益の獲得可能性があり、これらの商品から生ずる所得は通常大きく分けて、利子所得、配当所得、譲渡所得に分類される<sup>12</sup>。この金融所得に対する収益税は、2008年まで20%から35%までの税率が個別に設定されていたのである。7つの所得類型を持つドイツ所得税法においては利子所得と配当所得を資本財産所得（§ 20 EStG）に、投機とみなされる譲渡所得をその他の所得（§ 21 EStG）として区分している<sup>13</sup>。

### 1.1 清算税方式（§ 32d EStG）の定義

ドイツの清算税は金融所得一体化の一形態であり、個人の金融資産に対する制度改革として資本収益税の一形態（§ 43 EStG）として導入されたものである。従って、金融資産は税制上これまでの申告に基づく総合所得税方式から申告不要の分離課税方式への制度変更を意味する。この点もまたドイツ所得税制度においては大きな改革といえよう<sup>14</sup>。但し、金融所得を分離して一律課税す

---

12 今日、複雑多様な金融商品を利子所得・配当所得・譲渡所得の3種類へ厳密に分類することは商品の性質（課税期間など）や各国の税法解釈により困難な場合があるため、本稿では金融商品自体に関する詳細な検討は行わない。例えば、Konz社の清算税サイトではBMF, OFD Kiel, Harenberg文献などからまとめた資本財産所得は130区分にも上っている。

(<http://www.konz-steuertipps.de/konz/lexikon/%20A/Abgeltungsteuer.html>)

13 法人の場合は事業所得に分類される。（§ 15 EStG）

14 ドイツは元来賦課課税制度を採用する国であるが（我が国は戦後申告納税制度に変更した）、賃金税や資本収益税などの源泉税は、個別の税額申告（Steueranmeldungen）において、当局の通常の行政行為たる税額決定通知（Steuerbescheid）に基づく税額の確定（Steuerfestsetzung）を行わずに最終的な個人の納税申告（Steuererklärungen）が完了することから、申告納税制度の要素も強く有していると考えられよう。（§ 122, 150, 155, 167 AO）

る方式は世界的にも普及しており、例えば我が国の利子課税も源泉分離制度であるため、ドイツでは我が国の利子課税も清算税方式と位置付けている。

また、清算税の英訳は源泉徴収税 (Withholding tax) が一般的であるが、ドイツ銀行では定率税 (Flat rate tax) としている。その他にも租税制度上総合所得税からの乖離として分類所得税 (Schedulensteuer) と区分されることもある<sup>15</sup>。さらに、資本収益税、源泉税という総称の単独使用も考察の混乱を招く恐れがあり、最終的には代替された旧来の総合課税の前取りとして課税していた利子源泉控除税と清算税との相違を明らかにする必要がある。このようにドイツの清算税は事実上一律源泉分離課税制度であり、その意味では決して新しい課税形態ではないが、語彙論上新しい税の名称を付してこれまでのものと区別しておきたい。

そこで、税の機能上からこの清算税を定義しておこう。資産の保有・譲渡により発生する課税所得に対して、定率の税額が当該金融機関により天引きされる (源泉徴収する) とは、その課税所得に対する納税義務を果たす (税債務を分離清算して徴税を終了させる) こと、すなわち税率 (税額) を補償する税という位置付けを持っている。但し清算税は、これまでの利子源泉控除税のように概算前払いとして源泉徴収により国へ前納するだけにとどまらず、納税義務者の申告も不要とする徴税簡素化、及び当局の個人金融資産捕捉を省略化するものでもある。しかしながら、個人の所得税限界税率が最終的に25%以下の場合には、例えば利子所得においても従来の利子源泉控除税と同様に、申告により還付されることから、全ての金融所得が分離独立源泉税として完結した徴税機能を有しているものではない。また、清算税制度はこれまで最高で45%<sup>16</sup>の税率となる高所得者にとって金融資産の税率を25%に優遇する性質をもち、いわば上限税率補償税とも言えるものである。さらに、そもそもドイツの清算税制度は個人金融資産にのみ適用されるシステムであり、不動産所得や法人の資産所得は別である。したがって、個人段階における金融資産所得を一体化し定

---

15 Hechtner/Hundsdoerfer (2009) S. 23. また総合所得税制からの乖離に関する税法上の本質的批判議論は以下を参照。

Englisch, J (2007) S. 221. ff.; Tipke/Lang (2010) S. 366. ff.

16 連帯税率5.5%は除く (2008年)。2003年は最高税率が48.5%であった。

率で課税するという意味を強調して政策的な定義が求められよう。

ドイツにおけるこの新たな申告不要の一律源泉徴収課税制度は、資産課税の抜本改革として金融機関やメディアなどを通じて導入が広報されることとなり、一般には「この税により個人金融資産の納税義務（国の請求権）は一度限りで清算処理される」と解釈・説明される場合が多い。次節で詳述するように、この制度導入の背景には課税ベースの拡大と同時に、キャピタルゲイン課税導入に伴う高額所得者への配慮、すなわちドイツ国内金融市場の充実を目標にしているのである。つまり清算税制度は、課税計算上の精算よりもむしろ納税債務の簡易弁済（清算）という概念を持ち、同時に個人金融資産のあり方として高額所得者への保護面も重視し、また税法上上限税率を補償するものではあるが、個人所得税段階で申告により還付可能（清算）という小額所得者への税率軽減（再分配）機能も配慮している点も踏まえて、本稿でもこれを一義的に（個人の）清算税方式と定義し、議論を進めることにしたい。

なお、金融資産所得の考察では税法上、個人所得と法人（事業）所得の区別も必要である。ドイツ所得税法において個人の資産運用（§ 14 S. 3 AO）と法人の投資（§ 15 Abs. 2 EStG）との境界は、通常4つの構成要素、すなわち独立性、継続可能性、利潤追求目的、一般の経済取引への参加、により判断されている<sup>17</sup>。従って本稿では清算税方式が該当しない個人の金融所得課税領域（§ 32d Abs. 2 EStG）、通常の事業所得たる資本金会社及び個人企業（例えばデイトレーダーやベンチャー企業、機関投資家など）の金融資産所得については言及しないものとする。

## 1.2 利子所得

利子所得に属するものは主に以下である。

- ・民間銀行・貯蓄銀行・建築貯蓄銀行などからの預貯金利子（§ 20 Abs. 1 Nr. 7 EStG）

---

17 法人所得と判定される根拠は、これらの4構成要件に対して、他人資本率（自己資本可能性の有無）、業務的組織形態の有無、専門知識を駆使した金融市場利用の有無、資産購入時の短期再譲渡する意図の有無、などによる。Feyerabend. HJ. A (2009) S. 5.

- ・ 利付国債・連邦貯蓄債券A型・経過利息控除済抵当証券・転換社債などからの利子 (§ 20 Abs. 2 Nr. 7 EStG)
- ・ 個別クーポン利子譲渡益 (§ 20 Abs. 2 Satz 1 Nr. 2 Bstb.b EStG)
- ・ 貸付金利子<sup>18</sup>

我が国では所得税15% (プラス住民税5%) の源泉分離課税により利子所得の課税関係は終了する。ドイツも利子所得は原則一律源泉分離課税であるが、個人段階で限界税率 (総合所得税率) が清算税率 (25%) 未満になることが想定される場合は、申請により当局は税率査定 (Günstigerprüfung)<sup>19</sup>を行うことにより自動還付される。

徴税は、まず25%の資本収益税が清算税方式として受取利息に課せられ (支払機関控除方式)、同時に連帯税として清算税額の5.5%が付加され、通常では26.375%の税率となる。さらに場合によっては教会税<sup>20</sup>が清算税額の8%または9%に付加されるため、利子所得の実効税率は最高で27.98%になる。

ドイツ個人金融資産の中でも預金資産は、これまで銀行秘匿が強いスイス・ルクセンブルグ・オーストリアなど近隣国金融機関に資金が流れていた。そのため旧来の申告を前提とした利子源泉控除税では税収面はもとより、当局によ

---

18 我が国で雑所得に相当するいわゆる還付加算金 (Erstattungszinsen) については、従来まで資産所得として所得課税の対象 (Abzugsverbot in § 12 Nr. 3 EStG) とされてきたが、2010年に非課税の判決が下された (BFH Urteil vom 15. 6. 2010 VIII R 33/07)。

19 査定の結果個人の総合所得税率が25%以上となる場合は、申請そのものが破棄されて税率25%が確定し課税清算される (§ 32d Abs. 6 EStG)。Paukstadt/Kerpf (2010) S. 678。

20 BW州・BY州は税率8%、その他の州は9%である。教会税は源泉徴収もしくは資本収益税申告書への自己記載の選択制であるため、州や教会の種類により徴収には格差がある。Zschaber. MC (2008) S. 20. ; Dahm/Hamacher/Haustein (2009) S. 525. 教会税負担も含めた最終的な清算税方式による総負担は次の計算式となる。

清算税総負担 = [金融所得 - 4 (国外源泉所得税)] / (4 + 教会税率)

(§ 32d Abs. 1 EStG)



る課税所得捕捉も機能していなかった。納税者番号制度と清算税方式の導入は、この問題を改善することも大きな要因となっていたのである。

### 1.3 配当所得

配当所得に属するものは主に以下である。

- ・株式会社配当（§ 20 Abs. 1 Nr. 1 EStG）
- ・配当券譲渡収益（§ 20 Abs. 1 Satz 1 Nr. 1 EStG）
- ・受益権・有限会社出資分・協同組合出資分からの配当（§ 20 Abs. 1 Nr. 1 EStG）
- ・サイレントパートナーシップ・協調融資からの収入（§ 20 Abs. 1 Nr. 4, Abs. 2 Satz 1 Nr. 4 EStG）
- ・特定のストックオプション供与（§ 20 Abs. 3 EStG）
- ・会員制リゾートクラブなどの利用権（§ 20 Abs. 3 EStG）

我が国では源泉徴収による総合課税（源泉徴収税額は確定申告により配当控除）、もしくは調整措置のない申告不要分離課税の選択制度を適用しているが、ドイツでは個人段階で配当調整措置は講じていない（源泉徴収方式）。従来は配当所得に対して半額所得算入方式により個人所得段階の調整を行っていたが（最高税率22.5%）、清算税方式の導入に伴いこれを廃止<sup>21</sup>している。但し、出資比率が10%以上の株式配当の場合には個人であっても清算税方式は適用されず、非査定収益税として総合課税の対象となり必要経費控除（§ 20 Abs. 9 EStG）も認められる<sup>22</sup>。ちなみに資本会社における受取配当部分は非課税となるが、配当の5%部分のみ経費控除できないため、実質95%が非課税となる<sup>23</sup>

---

21 なお、法人には新たに一部所得算入方式（§ 20 Abs. 8 EStG）が適用される。これにより配当所得及び譲渡所得は、半額の50%ではなく、60%が課税ベースに算入される。

22 最近の連邦財務省税収統計（四半期別）では、清算税方式による税収を利子所得と譲渡所得とし、非査定収益税を利子・譲渡所得による清算税方式以外（配当所得）と集計が変更されている。但し、配当所得も制度上は清算税方式に分類されるが会計区分上非査定収益税として記入されているのである。BMF (2011c) BMF I A 6. Vom 14. 04. 2011.

(法人税15% + 連帯5.5% + 営業税)。その他は所得税による総合課税である。

#### 1.4 譲渡所得

譲渡所得に属するものは主に以下である。

- ・株式・(新株)優先応募権・無償株・準株式受益権・有限会社出資分・協同組合出資分の損益 (§ 20 Abs. 2 Satz 1 Nr. 1 EStG)
- ・借入金償還などの譲渡・投資ファンド・金融革新などの損益 (§ 20 Abs. 2 Satz 1 Nr. 7 EStG)
- ・鞘取りの損益 (§ 20 Abs. 2 Satz 1 Nr. 3 EStG)
- ・デリバティブの損益 (§ 20 Abs. 2 Satz 1 Nr. 3 EStG)

我が国では申告分離課税による総合課税の前取りであるが、オプション(特定口座)により源泉徴収のみの申告不要も選択できる<sup>24</sup>。ドイツでは従来個人の配当・投資ファンド譲渡益は短期保有を除き非課税であったが、現在は全ての譲渡所得が原則申告不要の清算税方式により課税関係は終了する。2008年以前に取得した株式は、優遇措置として2010年以降の譲渡益を非課税としている。但し、個人でも出資比率が1%以上(過去5年間)の譲渡の場合は、査定収益税として経費控除(原則60%迄)後一部所得算入方式により総合課税される。ちなみに資本会社の譲渡所得も配当同様95%が非課税である。一方、2009年以降に取得・取引した有価証券や先物取引には総合課税による損益通算も認められるようになった。

この損益通算の変更についてはやや説明を要する。通常の場合は、損失調整用の銀行保管口座(Verlustverrechnungstopf)により年間損益を確定させ、損失が残る場合は自動的に翌年に繰り越される<sup>25</sup>。しかしながら、株取引の損益計算と債券取引の損益計算では取り扱いが異なる。清算税方式の導入により債券取引や先物取引の損益は、配当所得、利子所得などのキャピタルゲインやキャピタルロスと金融所得間で相互に相殺可能となったが、株取引の損益は株

---

23 Feyerabend. HJ. A (2009) S. 49.

24 配当・譲渡共に税率は2011年12月末まで10%、その後は20%である。

25 複数の口座がある場合は自己申告により調整する。Zschaber. MC (2008) S. 41.

## ドイツ利子課税の改革と財政効果

〈表1：ドイツ個人源泉徴収課税〔税目・徴収方法別分類〕一覧表〉

2008		2009	
I 貸金税	→総合課税	I 貸金税	→総合課税
II 査定 所得税	(譲渡益課税) [保有1年未満]→総合課税 [保有1年超] →非課税 ○非課税控除(512€)	II 査定 所得税	(譲渡益課税：1%超出資) [20081231 以前購入]→非課税(特例) [20090101 以後購入分] 〈60%算入方式〉→総合課税 (配当課税：10%超出資) 〈60%算入方式〉→総合課税
III 非査定 収益税	(配当課税) 〈半額算入方式〉→総合課税	III 非査定 収益税	(配当課税：10%未満出資) [追加経費控除不可]→最終課税(原則)
IV 利子 源泉控除税 (源泉控除方式)	(利子課税) [追加控除可]→総合課税 ○貯蓄者控除(750€) ○経費一括控除(51€)	IV 清算税 (清算税方式)	(利子課税) (譲渡益課税：1%未満出資) [追加経費控除不可]→最終課税(原則)
		注	(利子・配当・譲渡益課税) ○個人限界税率25%未満→総合課税 ○貯蓄者概算控除(801€)

(出所：筆者作成)

式市場のリスクを当局が回避する意図があったため、他の金融所得とは相殺できないのである。

### 1.5 清算税方式の特別措置 (§ 44 Abs. 1 Satz 1 Nr. 1 & 2 EStG)

以上のように、全ての金融所得は清算税方式により一括して課税されるが、特別優遇措置として、801€までの貯蓄者概算控除及び査定不要証明書による源泉徴収免除制度がある。貯蓄者概算控除は、旧来の利子所得課税における非課税措置としての貯蓄者控除(750€)を引き継いだものであり、これまで認められていた経費一括控除(51€)と合わせて、資産所得全体の唯一の控除とされている<sup>26</sup>。従って、801€を超える経費控除はできず、総合課税時に適用で

26 複数口座の所有者は個別に控除申請書(2015年迄有効)が必要であったが、2011年からは納税者識別番号により簡素化される。いずれにせよ上限はこれまでの1,313€から801€へ縮小したことになる。

きた譲渡所得の免除額512€も廃止された。また、個人の総合所得額が8,004€未満の場合、所轄税務署に査定不要証明書<sup>27</sup>を申請することにより、資産所得全般に源泉控除が行われない。さらに、2013年末までは特例措置として旧法に適用された損益通算も可能である。

なお例外規定 (§ 32d Abs. 1 EStG) として、以下に掲げる資本収益 (§ 20 Abs. 8 EStG) は他の所得類型として扱われるため<sup>28</sup>源泉分離課税されるのみにとどまらず、従来通り総合課税による申告所得税の税率が適用される。

- ・ 農林業所得
- ・ 事業所得
- ・ 独立労働所得
- ・ 不動産取引・賃貸所得
- ・ 生命保険<sup>29</sup>
- ・ 個人の投機行為
- ・ 個人年金<sup>30</sup>
- ・ その他の特別な資本所得 (外国為替取引FX, 貴金属譲渡など)

## 2. 利子所得課税の改革経緯

金融所得は利子所得及び配当所得において、支払い法人段階 (法人税) と受取個人段階 (所得税) あるいは受取法人段階 (法人税) 間においてそれぞれ調整が必要である。また、譲渡所得においては損益通算の可否が重要である。本稿では個人段階の金融資産のみを考察してゆく。

1925年の税制改革よりドイツは資本収益に対する課税を総合所得税制度に組

---

27 無制限納税義務者のみ3年間有効。Kieninger. B, in Feyerabend (2009) S. 411.

28 Haas. I (2008) S. 34.

29 生命保険は2005年1月1日以前 (旧契約) と以後 (新契約) では課税上取り扱いが異なり、契約期間 (12年)、保険料支払い期間 (5年)、死亡保障率 (60%)、保険者の年齢 (60歳) により税額が計算される。Harenberg (2008) S. 23.; Griesel/Mertes (2008) S. 40.

30 Riester-Renten (主に非雇用者向け個人年金) とRürup-Renten (主に自営業者向け個人年金) があり、前者は銀行預金や年金保険、投資信託などが受け皿であるが、後者は生命保険会社の年金保険のみである。

み込んできたが、戦後、個人金融所得のうち国内財産所得に対し配当所得は源泉徴収による申告納税を原則とする所得税の総合課税制度に組み込む一方で、利子所得は源泉徴収のない総合課税（査定所得税）として、譲渡益は投機以外を非課税として扱っていた。

2008年まで行われていた利子源泉控除税は、1989年に導入された利子源泉税（ミニ資本収益税）が起源である。利子所得に税率10%が課せられたこの利子源泉税は源泉徴収ではあるものの、個人段階での課税債務清算機能を有しておらず、自己申告制による単なる総合課税の前払いとして導入されたため、個人段階で税率の高い高所得者層にとって10%の源泉徴収はむしろ逆効果<sup>31</sup>となり、ルクセンブルグをはじめとして大量の資本逃避を招き、半年後に再び廃止された。

この苦い経験から個人の貯蓄資産に対する課税のあり方、すなわち、貯蓄資産の優遇、近隣租税回避地課税、資産課税全体の公平問題がより議論されるようになった。また、この時期すでに今日の清算税方式のモデルもNW州などから提起されており、特にオーストリアで同時期に導入された清算税方式は最終課税制度と称され、資本逃避も少なかったことからドイツでも導入すべきとの見解も多く指摘されている<sup>32</sup>。但し、オーストリアの清算税方式は金融所得への一括課税として財産税・相続税も含めた優遇措置<sup>33</sup>であり、ドイツ以上に国民の資産秘匿性が高い貯蓄資金に対する源泉分離課税として成功した事例である。このフラットレートによる税率25%の清算税方式案は、高所得者層に対する代替案として登場していたが、銀行秘匿の問題が残されており、同時期の営業資本税や財産税の廃止の影響もあって、ドラスティックな改革案は実現には至らなかった。

1991年のドイツ連邦憲法裁判所の利子課税判決<sup>34</sup>を受け、1993年に再び個人

---

31 そもそも利子所得を申告しない租税回避が横行していたためである。

32 例えば以下を参照。Wagner/Wenger (1999) S. 53.; Donges, et al. aus Kronberger Kreis (2000) S. 12.; Weys. FA (2003) S. 63.

33 オーストリアの1994年税制改革（第2段階）では資本収益税を完全源泉分離課税として位置付け、二重課税回避や簡素化などの財政効果が主張された。野田（2001）177頁。一方でドイツの場合相続税に軽減措置がある。（§ 35b EStG）

34 BVerfG-Urteil vom 27. 6. 1991 (2 BvR 1493/89) BStBl. II. 1991 S. 654.

金融資産に対して資本収益税方式を利子所得にも導入した<sup>35</sup>。これは利子源泉控除税<sup>36</sup>と称せられ、税率は配当所得が25%、利子所得が30%、店頭取引（カウンタートレード）には35%に設定され、その徴税方式は1989年の利子源泉税と同様の総合課税の前段階としての源泉徴収であった<sup>37</sup>。そのため個人段階では最高で53%の税率となることから、非課税控除額を10倍に引き上げ、さらに高齢者に対する優遇措置も拡大したが、銀行秘匿（§ 30 aAO）が完全に維持されたこともあり、結果的にその後も国外資金の還流には繋がらないまま<sup>38</sup>、いわば有名無実化していた。

利子源泉控除税導入により期待された財政効果が表れなかった理由としてドイツ連邦銀行は、不確実なデータに基づく見積りでの失敗によって、資本逃避を過小評価したことや、免除申請もしくは査定不要証明の適用を誤算していたこと、さらには1992年当初の新税公示後の平均利子率が低下したこと、を指摘している<sup>39</sup>。

ユーロ導入後、EU内で利子課税制度の協調<sup>40</sup>（2003年EU利子指令決議）が実現され、不正口座資金問題が議論されるようになると、銀行秘匿開示に消極的であったドイツも、2004年に国外銀行個人口座の自己申告による租税特別措置（誠実納税推進法<sup>41</sup>）を講じ、2005年より利子所得に対する清算税方式導入により国外逃避資産の還流を図った。しかし利子所得だけに清算税方式を導入することには反対が多く、施行には及ばなかった。

2005年7月よりEU内の金融機関の口座情報交換が実施され、一部の金融立国に対する源泉徴収制度の情報代替的な強化も段階的に整備されることとなった。しかしながらEU内の税制調和の進展はドイツ一国にとって国内資本の蓄積という財政基盤の強化には貢献しないため、新たな対策が求められるようになったのである。

35 1994年より新たに経過利息に対しても課税されることとなった。

36 Zinsabschlaggesetz, BGBI, I. S. 1853.

37 Deutsche Bundesbank (1994) S. 46.

38 Feld. LP (2003) S. 47. ff.

39 Deutsche Bundesbank (1994) S. 48. ff.; 野田裕康 (2005a) 上, 5頁。

40 EU内での清算税方式の法的考察として以下を参照。Birk. D (2003) S. 23. ff.

41 例えば以下を参照。Götzenberger. AR (2004) S. 17. ff.

2006年11月、脱税撲滅を主張していた財務大臣（Steinbrück, P）は、「清算税方式の頂点」と題した金融所得の改革草案を発表し<sup>42</sup>、その後の多くの議論を引き起こすことになった。その頂点とは、利子所得だけでなく配当所得と譲渡所得にも定率25%で一体課税する、譲渡所得に係る非課税保有期間を廃止する、半額所得課税方式を廃止する、従来の控除を貯蓄者概算に一本化する、限界税率が25%以下の場合には従来通り個人申告による還付オプションも認める、資本所得調査を目的とした（当局の）口座確認は不要（§ 93 AO改正）、というものであった。そして2007年には2008年度企業税制改革成立<sup>43</sup>により2009年からの清算税方式導入が決定したのである。この改革は2000年の税制改革に次ぐ抜本的なドイツの制度改革でもあった。

### 3. 利子所得課税制度の問題

これまで見てきたように、清算税方式は利子所得、配当所得、譲渡所得に対してそれぞれ個別の税制改革効果を持つものである。一律税の導入は、従来の所得税最高税率45%からの引下げ（減税）を意味し、キャピタルゲイン課税導入や個別経費控除適用の廃止は課税ベース拡大（増税）を表わすものである。利子所得や譲渡所得では非課税額の妥当性や個人段階での資産情報の捕捉が、配当所得では法人段階との調整が、それぞれ重要であろう。

特に利子所得に関しては、前章で述べたように2005年の導入に一度挫折しているだけに、ドイツ政府としては、EU内の利子課税制度の協調と同時に、国外個人資産の捕捉と海外資金国内還流徹底が期待されたのである。そこで本章では、金融資産所得のうち個人の利子所得についてその実態と課税の特殊性を考察する。

#### 3.1 利子所得に関する日独の統計比較と限界

ドイツ連邦銀行統計<sup>44</sup>によると2009年度で国内金融機関数は2,128行あり、一般の振替口座（Girokonten）は9,510万口座、貯蓄預金（Spareinlagen）の総

---

42 Eckpunkte der Abgeltungssteuer, vom 02. 11. 2006. BMF.

43 2009年8月にはさらに脱税撲滅法も成立している。

44 2010年は2,093行。Deutsche Bundesbank (2010) B421, A1. S1.

額は6,041億€, 公社債を含む発生利子所得は3,098億€である。なお、ドイツに特有の州立(自治体)銀行(Sparkassen)の貯蓄預金はその約半分を占めている。これらに対するドイツ連邦財務省の税収は124億€(配当・譲渡も含める)となっている。

一方我が国の金融機関数は日本銀行資金循環統計<sup>45</sup>によると2009年度で1,651行(2011/3/31)、銀行と信用金庫の個人口座数は9億1,762万口座、当座・普通・定期全てを含む預金総額は697兆円、公社債を含む発生利子所得は17.6兆円である。これらに対する財務省<sup>46</sup>の源泉徴収税額は利子所得のみで6,620億円である(配当所得の源泉徴収税額は1兆5,842億円)。

我が国において全国銀行(120行)の海外店舗数は2010年時点で、支店が94行、出張所が46行<sup>47</sup>であるが、ドイツの銀行グループ(大銀行+地方銀行+州立銀行など)の海外店舗数は2009年末で、支店が253行、出張所が338行となっている。支店規模ではドイツ銀行グループの約65%、出張所規模では約42%が海外といってもヨーロッパ内で営業している<sup>48</sup>。また海外店舗数では大銀行が2003年をピークに減少しているのに対し、地方銀行や州立銀行の海外店舗数には1990年代後半以降大きな動きが見られていない。

日独に見られる銀行預金口座の相違はこのような地域的特質に表れているのみならず、税制上の措置も強く影響している。特にEU内における利子課税制度の協調は、ヨーロッパ内の金融所得課税の変質を表すものであり、わが国の場合はアジアにおける金融税制動向を抜きにして議論することはできないであろう。

なお、利子所得課税の実態調査に必要なドイツの貯蓄口座数統計は、ドイツ連邦銀行には記載されていない。また、わが国でも金融機関の預金口座保有者

45 2011年3月末での個人口座数は9億1,548万口座、預金総額は717兆円。日本銀行(2011)預金・貸出関連統計、「預金者別預金」YO1103B, (1)国内預金 (2)信用金庫。

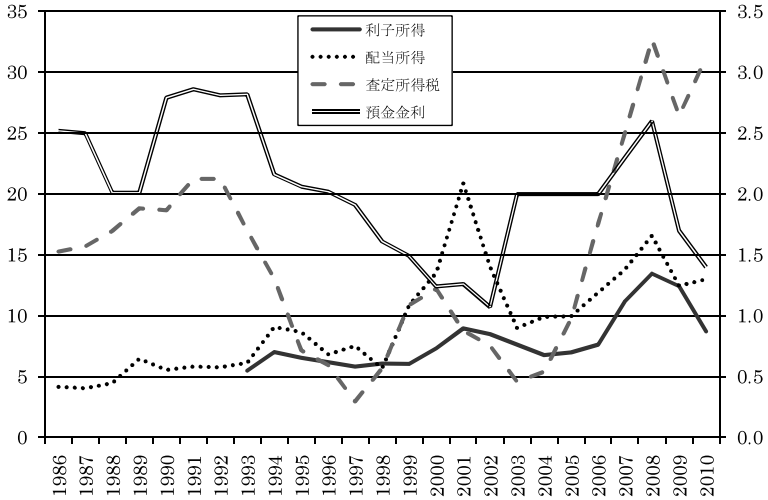
46 国税庁(2011)「税務統計:源泉所得税関係 平成21年分」2頁。

47 全国銀行協会(2010):「全国銀行財務諸表分析」

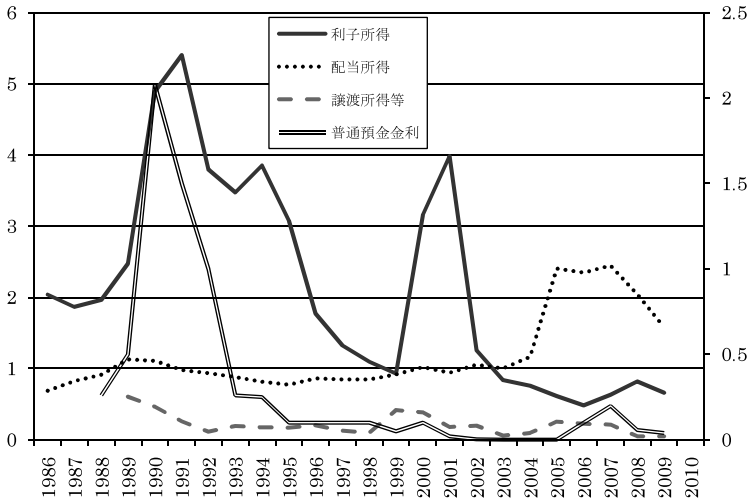
48 支店規模ではアジア地域が約25%を占めているのに対して、出張所規模では約34%が米国である点が特徴的である。Deutsche Bundesbank(2010)B421, B11-3, A.3.



## ドイツ利子課税の改革と財政効果



〈図1：ドイツの預金金利と金融所得課税収の推移 (単位: 左 [10億€]・右 [%])〉



(出所: 図1・BMF: Finanzbericht各年度版, 図2・国税庁: 源泉所得税長期時系列より作成)

〈図2：日本の預金金利と金融所得課税収の推移 (単位: 左 [兆円]・右 [%])〉

数は公表データがなく、さらに我が国独特の郵便貯金の口座統計もかなりの規模に達することが推測されるが、いわゆる名寄せ集計など未公開であるため、全体として口座保有者の個別貯蓄資産から課税分析をするには限界があると考えられる。ドイツにおいて近年導入された納税者番号制度は、このような個人資産の適正な課税に資することも期待されているが、本稿ではこれ以上言及しない。

### 3.2 ドイツにおける利子所得の対象と特殊性

清算税方式の導入にあたっては、オーストリアの最終課税制度が参考とされ、同時にEU域内全体の利子課税制度の進展に伴うスイスなどいわゆる租税回避地における金融機関の口座秘匿の緩和問題や、ドイツ政府による顧客データ情報収集交換なども影響を受けている。そのため本節では、個人貯蓄資産としての銀行預金に対する利子清算税方式の及ぼす人的制限と利子課税制度の特殊性について考察する。

銀行預金利子や公債利子などの貯蓄性資産から継続的に発生する利子所得への課税を考える場合、物税としての発生所得の捕捉面（法人支払い段階）と、人税としての受取所得の捕捉面に分類した上で、国税としての無制限納税義務者と制限納税義務者の扱い、個人資産の権利と優遇措置の是非、行政上の内外情報交換の問題、さらには財政政策としての再分配機能を挙げることができよう。

本稿では人税としての個人所得段階に焦点を絞っており、これは具体的には無制限納税義務者の保有する国内口座、無制限納税義務者の保有する外国口座、制限納税義務者の保有する国内口座、制限納税義務者の保有する外国口座への四局面に分類できよう。但し最後の局面は、EUなどの特定地域を想定した場合にのみ域内課税公平性の議論として有効と考えられるので、国際金融市場などマクロ世界経済を考察する以外では通常は三局面である。

#### 3.2.1 無制限納税義務者（§ 1 Abs. 1 Nr. 1 EStG）の保有する国内口座

利子課税の対象として通常最も配慮すべき対象が無制限納税義務者たる国内居住者の保有する国内口座であり、当局は厳正・公平な課税が求められる。我が国では、戦後シャープ税制に基づき利子所得も総合課税が原則となったが、

その後源泉選択、源泉分離、全額非課税、一律分離、非課税枠の拡大と縮小、といったように紆余曲折を経て今日に至っている。また、資本蓄積のため寛大な非課税枠もいわゆるマル優として設置されたが、今日ではその役割を終え、縮小統合されている。

ドイツでは2008年まで無制限納税義務者は、免除申請をしている場合のみ源泉徴収されないが、その他の場合は原則30%課税であった。しかしながら利子所得は申告納税を原則としてきたことと、個人預金口座保護のため課税当局に対する銀行秘匿が強固であったことが壁になり、ドイツ国内銀行口座の利子課税徴収は形骸化していた。また、実質的に国外預金者も多く自主申告も少ないために、利子源泉控除税は事実上機能していなかった。

清算税方式導入はこの閉塞状態を打開するものとして期待されているが、現時点では効果があったとはいえない。一例として銀行秘匿に関しても、租税通則法の改正（§ 93 AO）により清算税方式において源泉徴収額は、原則金融機関単位で行われ税務署に納税されることになり、従って特定の条件<sup>49</sup>に該当しない限り個人口座情報は旧来と同様に原則秘匿が保障されるため、高い税率はこれまで同様貯蓄資産の国外保有が懸念されよう。

### 3.2.2 無制限納税義務者の保有する外国口座

我が国では1949年の外国為替及び外国貿易法（以下外為法）により、海外の預金口座開設は転勤者など特例を除き許可制（為銀主義）であった。その後金融市場が発展するにつれ、1980年に外為法を改正して対外取引を原則自由とし、1998年4月の外為法の新改正によって、海外口座保有は完全自由化されることとなった。我が国では無制限納税義務者は全世界の所得に納税義務を負う。海外預金利子所得は、国内利子所得源泉分離とは異なり総合課税の対象となるため、申告により個人の所得税率が適用される。

1990年にEU内の資本移動が完全に自由化され、2002年より単一通貨が流通

---

49 税務当局へ税率検査を申請している、子供手当・住宅手当などの補助金額が子供などの所得に係る、未納税、税務調査の口座情報開示に同意している、などの場合が特定の条件に当てはまる。また、譲渡所得などで旧法が適用される場合もある。Harenberg/Zöller (2008) S. 30.

した。しかしドイツではそれ以前から近隣国に外国口座を有している割合が大きく、1989年導入のミニ資本収益税の頓挫や1993年導入の利子源泉控除税の形骸化により、これまで国内への金融資本還流は失敗していたと言えよう。外国の利子所得も原則25%課税されるため、域内他国の場合は口座情報により、域外他国の場合も二重課税防止協定 (DBA) の有無を問わず (§ 34c Abs. 1 Nr. 1 EStG) 申告による納税が必要となる<sup>50</sup>。また外国資産の場合、清算税方式に付加される教会税は、申告に基づく総合課税による。

### 3.2.3 制限納税義務者の保有する国内口座

我が国では非居住者に対する利子所得も原則20%源泉徴収されるが<sup>51</sup>、二重課税防止締結国は、自国において調整される。税務統計<sup>52</sup>では2009年に非居住者などから源泉徴収した税額は約2,572億円であるが、そのうち約41%が配当関連税収であり、公社債・預貯金の利子などは約31億円に留まっている。

EU諸国は域内利子課税に関する指令に基づくため、域内他国とEU外国の制限納税義務者が区別されている。2005年のEU利子指令に基づき、同年7月より域内他国者のドイツ国内口座利子所得情報は本国へ通知されることになった (情報交換)。但し旧来の利子源泉徴収税と同様に、EU外国の制限納税義務者の国内利子所得は非課税とされ、国内資本蓄積の阻害要因とはみなされていない。なお、ドイツにおける制限納税義務者に対する金融所得課税として、1965年に導入されたクーポン税がある。これは主に国内の有価証券など配当所得を受領する際に源泉徴収された有価証券取引税であるが、租税政策上の目的よりもむしろ為替政策上で資本国外流出の対抗策として位置づけられた税であり、その後漸次的なマルク引下げにより金融 (財政) 効果が少なくなるにつれてその意義を失い、1985年に廃止された。

50 海外の資本収益も全て25%の税率が適用される。配当所得は控除されないため外国税額控除により、譲渡所得は損益通算によりそれぞれ確定申告により調整する。Harenbeg/Zöllner (2008) S. 199.

51 届出により地方税部分5%, または条約により一部源泉徴収が免除される (所得税法第213条他)。

52 国税庁 (2011) 「税務統計: 源泉所得税関係 平成21年分」5頁。

### 3.3 利子所得課税の特殊性

貯蓄性資産の利子、すなわちインカムゲインは経常所得であり、個人においては法人とは異なる将来消費への備えという貯蓄動機に基づいている。従って元本の保証（預金保険）は国民福祉政策的にも支援すべきであり、毎期実現される利子所得課税は極めて課税ベースの広いものであるが、税制上一定の非課税措置により多くの国で貯蓄性資産を保護しており、その形態は多様である（表2参照）。我が国の場合は一部を除き貯蓄額による非課税枠は存在しない分離課税制度を採用している<sup>53</sup>。このことは低所得者への還付制度がないという批判<sup>54</sup>も以前から指摘されているが、さらに非居住者へも原則課税されるということから簡素原則には適う税制である。

一方ドイツの貯蓄者概算控除は、伝統的に実額控除であり夫婦合算も可能であるなど、諸外国には少ない優遇措置となっている。ドイツの貯蓄優遇政策は1891年プロイセン所得税法に端を発し、戦後住宅建築奨励法（1952）により住宅政策の一環として位置づけられていた。しかし、1975年に初めて実額導入された（300DMまで非課税）際は、政策的優遇というよりもむしろ貯蓄収益課税の差別化にあったとする見解もある<sup>55</sup>。そして1993年の利子源泉控除税実施時には6,000DMまで引き上げたが、その後は縮小し2007年には750€まで引き下げられている。貯蓄資産課税に対するこのようないわば不安定な優遇制度は、夫婦合算だけでなく子供への預金譲渡や非課税枠まで利用できたという優遇措置自体に依存するとも考えられ、結果として利子課税制度においても、配当課税や譲渡課税同様に抜本的な税制改革が不可欠になっていたと判断できよう。

さらに清算税制度導入により、利子所得をデリバティブの損失などの譲渡所得と損益通算可能になった。これは経常所得と任意所得を一体化する意味を持つ。このことは個人の投資環境や政府当局の所得再分配政策に対して、金融市

---

53 我が国の非課税制度（マル優）は高齢者向けが2005年をもって廃止され、障害者など及び財形貯蓄のみ存在し、平成21年分税務統計では2,219億円が非課税（銀行預金単独では82億円）であった。

54 石弘光（1993）119頁。

55 このため非課税額は1999年の約35.8億€から2007年には約10.5億€へと激減したものの、今日においてもこの制度は財政上最も広範なる補助手段と理解されているという。Jung/Thöne（2009）S. 368。

〈表2：EU諸国の金融所得源泉徴収税率 (2010)〉

	利子税率			配当税率		譲渡	その他
	A	NA	上限率	A	NA		
ベルギー	15	15	15	25	25	0	投機33%迄
ブルガリア	—	10	—	5	5		
デンマーク	—	—	51.5	28	15	28—59	投機43%迄
ドイツ	26.4	—	26.4	26.4	26.4	26.4	801€非課税
フィンランド	28	—	28	19	28	29	5,000€非課税
フランス	18	—	18	18	18	27	20,000€非課税 8年超保非課税
ギリシャ	10	10	10	10	10	0	
アイルランド	25	—	25	20	—	25	
イタリア	27	27	27	12.5	27	12.5	
ルクセンブルグ	10	—/20	10	15	15	0—40	50,000€非課税 6月超保非課税
マルタ	15	—	15	—	—	0	
オランダ	—	—	—	15	15	0	
オーストリア	25	—/20	25	25	25	0—50	1年超保非課税
ポーランド	19	20	19	19	19	19	
ポルトガル	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	10	1年超保非課税
ルーマニア	16	—	16	16	16		
スウェーデン	30	—	30	30	30	30	
スロバキア	19	19	19	—	—		
スロベニア	20	—	20	20	20		累進税
スペイン	19	—	21	19	19	18—43	1年超非, 6,000€迄19%
チェコ	15	15	15	15	15	0—15	
ハンガリー	10—20	—	20	10—25	125		
イギリス	20	—	40	—	—	18—28	8,800P非課税課税, 累進税他
キプロス	10	—	10	15	—	0	
アメリカ	—	30	43.20	—	30	10—15	
カナダ	—	—	46.41	—	25	14.5	
ノルウェー	—	—	40	—	25		
スイス	35	35/20	39.97	35	35	0	
日本	20	15	20	10	20	15	韓国30%, 中国20%

注：A無制限納税義務者, NA制限納税義務者。その他の個別詳細事例は省略した。

出所：主に, BMF (2011a) S. 38~43, その他にBMF (2010a) S. 40~45.; Harenberg (2008) S. 27. Schratzenstaller. M (2003) S. 535.; <http://www.fondsprofessionell.at/upload/attach/382167.pdf>より作成

場の不安定が個人の安全資産や、政府の公平な税制の構築を、状況によっては不必要な投資促進により脅かされる危険性もあるだろう。

#### 4. 清算税方式導入後の財政効果

清算税方式による税収の配分率は、他の所得税とは若干異なり、連邦と州が44%、市町村が12%である<sup>56</sup>。利子源泉控除方式から清算税方式への転換は、利子所得のみならず配当所得と譲渡所得も金融所得として原則一体課税するものである。これまで配当所得の配分は非査定収益税として連邦と州で折半され、一方譲渡所得の配分は査定所得税として連邦と州の持ち分が42.5%、市町村が15%で配分されていた。このような財源配分の修正を、個人の利子所得課税だけで議論することは難しい。清算税方式が適用されない個人の配当所得部分や譲渡所得部分は査定所得税に分類されるからである。

特に租税負担者と納税義務者が分離された源泉徴収制度においては、財政調整上の資源配分効果の検証は容易ではないものがある。例えば、東独地域の金融機関数はドイツ全体の8%、貯蓄預金口座総額比では約13%<sup>57</sup>、人口比は約20%、利子課税収入比は2.2%<sup>58</sup>とかなりの相違がみられており、配分には人口比をはじめとしたGDP比など多面的な基準に基づいて政策的に配分する必要がある。図3はドイツ16州別の人口、2011年1月分の清算税方式に基づく税収、および国内金融機関を州単位でドイツ全体に占める割合から比較したものである。これにより西独の中でも金融都市フランクフルトを擁するHE州の財政・金融の特徴が明瞭に表れていよう<sup>59</sup>。

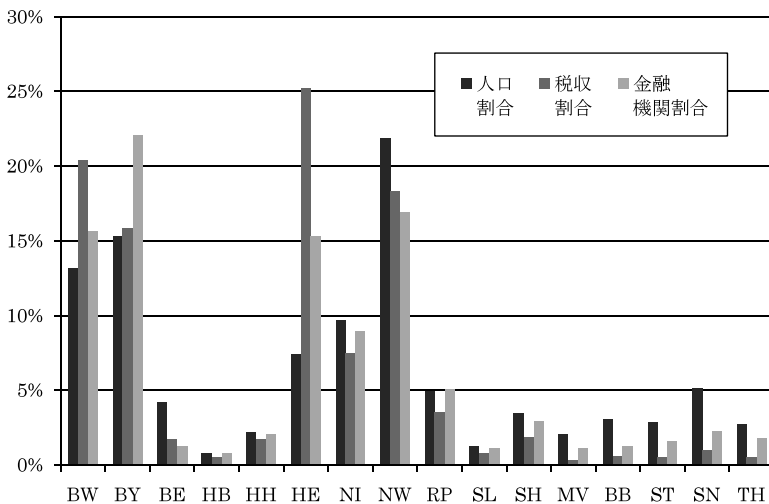
次に個人預金口座情報の捕捉問題は、第1章2でも触れたように納税者番号制度導入、およびEU域内利子課税制度の協調や規制と係るものである。とくに後者に関して清算税方式導入は、課税ベース拡大目的以外に国内金融資産蓄

56 野田裕康 (2005a) 上, 4 頁。

57 2009年末にドイツ諸銀行全体で6,041億€の貯蓄預金があり、そのうち東独の割合は701億€であった(但し法人分も含み、ポストバンク分は除く)。Statistische Ämter des Bundes und der Länder (2010)

58 野田裕康 (2005a) 上, 4 頁。

59 また、東独5州(MV, BB, ST, SN, TH)の税収規模は連帯税制度の長期化及び配分の議論にも影響するであろう。



(出所：BMF (2011c)：IA6その他より筆者作成)

〈図3：人口・税金・金融機関数のドイツ各州別全体割合〉

積も追及しており、そのために結果として銀行単位の源泉徴収制度整備は、むしろ個人単位の口座情報の秘匿を担保するものであった。しかしながらドイツの利子課税は連帯税・教会税を含めると実効税率が27.98%となることから他のEU諸国の利子税率と比べても有利とは言えず、現時点において清算税収の減少が見られていることは、当初の財政目的を達成しているとは言い難い。近年の税金統計を見てみると、清算税方式導入初年度の2009年は124億€であったが、2010年は87億€に減少した。2011年度は2011年4月現在の予測<sup>60</sup>で約81億€が見込まれている。利子源泉控除税による2008年の税金は135億€であったことを鑑みれば、このように急激な税金減少に関して、早くから清算税制度に反対していたドイツ納税組合<sup>61</sup>(DSTG)は、逃避資本の国内還流による財源調達目的が達成されなかったとして、また緑の党(Grünen)のSchick, Gも道を誤った清算税制度は終了させるべきだ<sup>62</sup>として廃止論を展開している。これに対して連邦財務省は近年の急激な平均金利低下を税金減の理由と捉え、与党

60 BMF (2011d) S. 15.

61 DSTG Stellungnahme (2007).



FDPもこれ以上の資本収益税の強化に反対している。例えばFDPのWissing, Vは資本収益税収の落ち込みは税制の不備というよりも、資本収益の存在（無い袖は振れない）そのものに起因しており、資本所得課税だけで税収減を判定するのは建設的でなく、年金や生命保険などの投資が不利になっていることも配慮した上で、金融市場の監視や規律を重視すべきと主張している<sup>63</sup>。

確かに利子源泉控除税導入時も金利低下局面により税収の予測は大幅な修正を余儀なくされていたことは事実である。しかし、今回の清算税方式導入においてはEU内の利子課税協調や国外資産情報交換が従前より整っていることや、金融機関単位の源泉分離課税制度になっている点を鑑みれば、直接的な資本還流ではなくとも、間接的なドイツ無制限納税義務者の資本捕捉と課税により長期的に税収増は期待されて然るべきである<sup>64</sup>。したがって利子所得に係る清算税収が今後も漸減するようであるならば、利子課税制度としての清算税方式は、税率や控除額を見直すことにより財政政策上の効果をより発揮させてゆくことが求められよう。

2008年度企業税制改革による金融資産課税の改革は、キャピタルゲイン課税を導入したという点でまず抜本的な改革であると言えよう。しかしドイツの清算税方式は経費控除を制限しているが故に、資金調達のリスクに格差を生じさせている。Wagner, FW (2010)<sup>65</sup>は個人清算税方式を単独で導入したことは資金調達の中立性を損ねたと見ている。そのため次なる段階として法人も含めた金融所得課税全体の改革が財政政策上不可欠であろう。この中立性の議論では、さらなる税率引き上げにより自己資本の不利性を是正できるとみている5賢人

---

62 Schäfers, M (2011) DSTGのOndracek, Dは、そもそも低所得者への還付制度は勤労者や年金生活者にとって複雑であり、また2011年の税制簡素化法案における清算税制度の簡素化に対しても依然として憲法上疑問が多いとして、廃止を強く主張している。DSTG Stellungnahme (2011)。

63 Handelsblatt (2011) HB, COM, 24. 01. 2011.

64 BMFは2010年9月時点で、2014年には116億€を見積もっている。BMF (2010 b) S. 50.

65 自己資本に対する他人資本や内部留保に対する配当の有利性が企業や配当課税に予期せぬ資本構造を招くと警告しているのである。Wagner, FW (2010) S. 357.

委員会のBofinger. Pに対して、同じ5賢人委員会のWiegard. Wは、ドイツの立地投資条件を改善するに必要な中期的課題ではあるが、現段階では時期尚早と捉えている<sup>66</sup>。さらに彼は税率を30%に引き上げた場合、特に法人(税)の場合、自己資本調達が不利となるため清算税方式の効果が相殺され、そのうえ税率査定も税務署が捌ききれなくなり、最悪の場合、僅か2年で清算税方式の廃止もあり得ると見ている。

また、金融資産の収益と損失は人為的な譲渡時に発生するばかりではなく、保有時においても経済変動によって継続的に発生する。このような含み損益について、Kleinmanns. F (2009) は資産保有局面で価値の変動を完全に把握するための法律の構成要件が欠けていると指摘する<sup>67</sup>。

なお税収面で配当所得は清算税税収として集計されるのではなく、非査定収益税に分類され、さらに出資比率により総合課税となる。譲渡所得も同様に清算税方式のみならず、査定所得税による総合課税部分がある。そのため、税収統計における年間の申告所得税税目が一種の最終調整勘定として特定の補助金支出も加えて機能しているのである。例えば、2005年から2008年に亘る急激な税収増は持ち家奨励金の解体に依る部分が大きい(図1参照)。このような査定所得税は所得税制改革の影響をダイレクトに反映している一方で、税収の細目は複雑となり、清算税方式導入においても、決して行政が簡素化された改革とは言い切れない。連邦財務省は新制度導入に伴って質問回答形式の解説書を数多く公表しているが<sup>68</sup>、それだけ移行に混乱が多かったとも判断できよう。その結果として銀行やアドバイザー(税理士など)が納税の負担を強いられることになり<sup>69</sup>、そのため税制の簡素化目標は達成されていない<sup>70</sup>との議論も見られている。さらに限界税率25%未満の金融資産所得者は、還付の可能性がある

66 Handelsblatt (2010) Nr. 112, S. 13.

67 Kleinmanns. F (2009) S. 2361.

68 “Anwendungs-und Zweifelsfragen zur Einführung der Abgeltungsteuer zum 1. Januar 2009” BMF-Schreiben vom 05. 06. 2008, IV C 1-S 1980-1/08/10008. ; “Einzelfragen zur Abgeltungsteuer” BMF-Schreiben vom 18. 12. 2009 und 22. 12. 2009, IV C 1-S 2252/08/10004. und ergänzt auch vom 16. 11. 2010, IV C 1-S 2252/10/10010.

場合、その税率査定計算を税務当局が行うことも徴税コスト削減にはつながらないであろう。

ドイツの金融所得課税制度の本質的特徴として、すでにDonges, JB (2000)らが指摘していたように、ドイツは勤労所得対金融所得という二元的所得税の理論よりも、内部留保対配当や、法人所得（投資）対個人所得（貯蓄）という対比が学術理論を離れ政策論の中心になってしまっている<sup>71</sup>。そのため、今般の分類所得税改革は北欧型の二元的所得税とは方向性が異なるであろう。2009年の清算税方式は所得税法の複雑化をもたらし、課税の（資金調達）中立性が損なわれたとの指摘<sup>72</sup>が多く議論されている。それだけに、今後ドイツはさらなる企業税制改革が金融所得一体課税において公平の観点からも簡素の視点からも求められねばならない。

## おわりに

日銀統計<sup>73</sup>を見ると、2010年12月末時点の個人金融資産の残高は1,489兆円であり、そのうち「現金・預金」の割合が55.1%と1979年の調査開始以来最高となった。その中でも約6割を占める普通預金などの「流動性預金」の割合が3.4%増と大きく伸びている。一方、ドイツ銀行連盟 (BvB)<sup>74</sup>ではドイツの2009

---

69 Paukstadt/Kerpf (2010) S. 683. また実際にも、ドイツ国内で2008年から2009年にかけて、マスコミや金融機関、証券会社などにおいて、国内納税者向けに解説・納税事例や節税ガイドラインなどが多数報道・広報されている。

“Abgeltungssteuer-was tun\_Mehr” in Steuertipps TV, ; “Abgeltungssteuer” in Rhein Erft TV, ; “Abgeltungssteuer” in HSP-TV, usw.

70 Runig, R (2010) S. 137.

71 Donges, JB et al. (2000) S. 12.

72 Spengelらは1990年以後の税制改革を、企業競争力、投資条件、法的小および資金調達の中立性の視点からサーベイし、2008年の企業税制改革では営業税の強化や法人の利子控除制度、および清算税方式による所得税と法人税の不十分な統合が二重課税問題やドイツの企業立地を劣化させているため、中期的に改善が不可欠であるとまとめている。Spengel/Zinn (2010) S. 416.

73 日本銀行 (2011) 5頁。

74 Bankenverband (2011) S. 17.

年度末の個人金融資産は4兆6,700億€であり、「現金・預金」の割合は38.3%である。我が国と比べると投資信託、及び債券の割合が高いことが特徴となっている。

第2章で考察したように、利子源泉控除税の租税政策上の失敗の要因は、税率30%という比較的高い表面税率による源泉徴収方式にあったというよりもむしろ、例え個人段階の税率調整による還付方式が採用されていたとしても、金融資産の自己申告という個人資産公開に拒絶反応がでていたことも考えられよう。2009年からの清算税方式もまた完全な源泉分離課税ではなく、限界税率が25%以下の場合、利子源泉控除税と同じく申告納税制度を踏襲したものである。しかしながら個人の限界税率を補償している限りにおいて小額所得者の申告を促し、かつ高額所得者に対しても低率分離課税により減税及び、資産情報を秘匿・保護しているという点で、国内金融資産保有の安定性を図るものであり、当局にとっても長期的な財源確保が期待できるものであろう。

他方で、包括的所得概念の下で、新たに利子所得、配当所得、譲渡所得を一律に課税することは、負担面において利子所得では特に高所得者は軽減となるが、配当所得では半額所得方式の廃止によって以前よりも負担増となる。一般に投資信託は損益通算が税制上重要であるが、清算税制度導入による経費控除制限は、このような個人投資家にとって負担増となり、譲渡所得についてもマイナスの改革要因となろう。2009年以降に個人が取得した部分は長期（1年以上）保有でも課税され厳格なキャピタルゲイン課税が実現したことになるが、株式市場における活性化目標も今回の税制改革がどこまで貢献したのかを今後十分に検証する必要もあるだろう。

現段階で言えることは、第4章でも考察したように、主要改革目標である税法簡素化は依然として達成されていない点である。近年複雑化する金融所得を一括に課税することは、資産の保有期間や資産の性質が異なる所得を統合するという行政簡素化をも目指したものであるが、ドイツの場合、控除措置の一本化による単純化を補うために、実際には様々な税法上の特例措置の存在がむしろ所得税法を複雑化させ<sup>75</sup>、結果的に一括課税システムのメリットを相殺してしまっている。さらに、例えばFerdinand. A (2010)<sup>76</sup>らは、新しい損失調整規則が財務行政の簡素化を阻んでおり、高所得者を優遇し低所得者にとって負担となる課税ベース拡大もその効果は疑わしいと評している。

2011年6月にドイツ政府は税制簡素化法案<sup>75</sup>を成立させた。そのなかでも清算税方式導入において議論されていた寄付金や極端な負担に対する優遇措置について新たな改正が予定されている。2009年の清算税方式の導入は一度限りの完璧な改革ではなく、国民の納税負担や金融制度などを配慮して、今後も軌道修正していくことが望まれよう。

最後に、ドイツの利子課税改革から我が国の参考となる点について触れておきたい。金融所得課税の一体化は近年わが国でも導入実現可能性が高まっている。しかしながらドイツの清算税方式導入は、納税者の正確な把握すなわち納税者番号制度とも強くかかわっており、わが国ではまだ実現に至っていない。

そもそも我が国において利子所得はシャープ勧告により総合課税とされたが、その後幾多の非課税制度と優遇措置により形骸化していた。1970年代末のグリーンカード制度導入問題に端を発した総合課税への回帰は1980年代において政府税調などで積極的に議論され、1988年に一律20%の源泉分離課税として結実し、わが国特有の非課税制度は一部を除き廃止となり今日に至っている。第3章3でも考察したように我が国の利子課税制度はドイツと比べて優遇措置がない分公平で簡素な税である。我が国が1990年代にマル優制度を廃止している一方で、ドイツは高齢者年金制度における利子所得を清算税方式から除外して総合課税に留めている点は世代間公平性を配慮した結果と思われる。

しかしながら第3章1で指摘したように地域的な資本移動の特殊性や、個人金融資産構成の日独相違は利子所得課税の政策スタンスの相違となって表れていると考えられよう。我が国の利子所得課税は課税ベースの拡大により国庫財源としての重要性が見られ、マル優の廃止時や郵便定額貯金満期時に表れたように、政策的に一定の財政効果を有してきた（図2参照）。

他方でドイツはキャピタルゲイン課税や配当課税を清算税方式においてより

---

75 特に個人投資家にとって清算税方式は自己責任というリスクが増え、金融機関にとっても多くの問題が残されていると言う。Delp. UA (2008) S. 2390. ; Ders. (2010) S. 532. ; Ders. (2011) S. 201.

76 さらに貯蓄者概算控除や教会税オプションの存在も超過コストと見ている。Ferdinand. A (2010) S. 121.

77 Deutscher Bundestag Drucksache (2011) 17/5125.

重視した結果、利子所得への課税は我が国と異なり優先順位が低いと思われる。ここから、わが国が今後金融所得一体化に向けて議論をする際、個人の貯蓄資産としての利子所得をどこまで課税捕捉するのかという視点は十分検討するに値する参考事例となろう。すなわちドイツ清算税方式は、例え日独間で経済・金融環境が異なろうとも、我が国にとって特に利子課税の在り方を考えさせられる改革であったと言える。我が国に不足している少額貯蓄控除措置や個人金融所得全般の経費控除制限などはその是非を我が国でも再度議論することが望ましい。そして今回議論できなかったドイツの配当課税制度やキャピタルゲイン課税、さらに納税者番号制度導入は、今後の我が国の金融所得課税を議論する際に利子課税制度の検討と並び、極めて有益な示唆を与えると考えられるため、これらの論点に関しては稿を改めて検討したい。

### 〈参考文献〉

- ・石弘光 (1993) : 『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社
- ・岩本康志／藤島雄一／秋山典文 (1995) : 「利子・配当課税の評価と課題」『ファイナンシャルレビュー』Vol. 687, 大蔵省財政金融研究所
- ・小川幹夫 (2004) : 「わが国の預金利子課税制度の変遷」金融Vol. 687, 全国銀行協会
- ・厚生労働省 (2010) : 「平成21年国民生活基礎調査の概況」4. 所得の種類別の状況, 表7 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa09/2-4.html>)
- ・国税庁 (2011) : 「税務統計：源泉所得税関係 平成21年分」国税庁長官官房企画課 (<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/gensen2009/pdf/gensen.pdf>)
- ・世良裕一 (2005) : 「家計貯蓄率の国際比較をめぐる論点について」『金融』全国銀行協会
- ・全国銀行協会 (2010) : 「全国銀行財務諸表分析, 平成21年度決算, 全国銀行資本金, 店舗数, 銀行代理業者数, 役職員数一覧表」全国銀行協会
- ・日本銀行 (2011) : 「資金循環統計 (2010年第4四半期速報) : 参考図表」日本銀行調査統計局 (<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm/>)
- ・日本銀行 (2011) : 「預金・貸出関連統計：預金者別預金一覧」YO1103A/B日本銀行調査統計局 (<http://www.boj.or.jp/statistics/dl/depo/aod/yokinsya/index.htm/>)
- ・内閣府 (2010) : 「平成21年度国民経済計算確報 (フロー編) ポイント」経済社会総合研究所国民経済計算部

## ドイツ利子課税の改革と財政効果

- ・野田裕康（2001）：「オーストリアの税制改革」『国際政経論集』第9号，二松学舎大学，2001年
- ・野田裕康（2005a）：「ドイツにおける貯蓄利子課税の行方（上・下）」『税務経理』第8560号・8561号，時事通信社
- ・野田裕康（2005b）：「近年のドイツ利子課税理論の展開」『関東学院法学』第14巻第3・4合併号，関東学院大学法学部，2005年
- ・水野忠恒（1999）：「預貯金利子等の課税のありかた」『日税研論集』Vol. 41，日本税務研究センター
- ・Birk. D（2003）：“Zur Vereinbarkeit einer Abgeltungssteuer mit dem europäischen Recht” in Schick. G（Hrsg.）“Veranlagung-Abgeltung-Steuerfreiheit” Stiftung Marktwirtschaft.
- ・BMF（1999）：“Finanzbericht 2000” Bundesministerium der Finanzen.
- ・BMF（2010a）：“Die Wichtigsten Steuern im internationalen Vergleich 2009” Bundesministerium der Finanzen.
- ・BMF（2010b）：“Datensammlung zur Steuerpolitik Ausgabe 2010” Bundesministerium der Finanzen.
- ・BMF（2011a）：“Die Wichtigsten Steuern im internationalen Vergleich 2010” Bundesministerium der Finanzen.
- ・BMF（2011b）：“Kassenmäßige Steuereinnahmen nach Steuerarten in den Kalenderjahren 2006–2010” Bundesministerium der Finanzen, I A 6, vom 03. 09. 2011.
- ・BMF（2011c）：BMF I A 6. vom 14. 04. 2011.
- ・BMF（2011d）：“Monatsbericht des BMF Mai 2011” Bundesministerium der Finanzen.
- ・Bankenverband（2011）：Fakten und Zahlen aus der Kreditwirtschaft, Bundesverband deutscher Banken e.V.
- ・Dahm.J/Hamacher. R/Haustein. A（2009）：“Laitfaden Abgeltungsteuer” bankverlag medien.
- ・Delp. UA（2008）：“Die Anlegerseite der Abgeltungsteuer” DB, H. 44.
- ・Delp. UA（2010）：“Obliegenheiten, versteckte Risiken und Rechte der Kapitalanleger unter der Abgeltungsteuer” DB, Nr10.
- ・Delp. UA（2011）：“Aktuelle Gestaltungs-und Problemzonen der Abgeltungsteuer” DB, Nr. 04.
- ・Deutsche Bundesbank（1994）：“Aufkommen und ökonomische Auswirkungen des steuerlichen Zinsabschlags” Monatsbericht Januar 1994.

- ・ Deutsche Bundesbank (2010): B421, Bestand an Kreditinstituten am 31. Dezember 2010  
(<http://www.bundesbank.de/download/bankenaufsicht/pdf/bankstellenstatistik11.pdf>)
- ・ Deutscher Bundestag (2007): “Entwurf eines Unternehmensteuerreformgesetzes 2008” Drucksache 16/4841. vom 27. 03. 2007.
- ・ Deutscher Bundestag Drucksache (2011): 17/5125. vom 21. 03. 2011.
- ・ Donges. JB/Eekhoff. J/Hellwig. M/Möschel. W/Neumann. MJ. M/Sievert. O (2000): “Abgeltungssteuer bei Kapitaleinkommen” Frankfurter Institut.
- ・ DSTG (2007): “Stellungnahme der Deutschen Steuer-Gewerkschaft zu einem Referentenentwurf eines Unternehmensteuerreformgesetzes 2008” vom. 27. 02. 2007.
- ・ DSTG (2011): “Stellungnahme der Deutschen Steuer-Gewerkschaft zum Gesetzentwurf der Bundesregierung” Entwurf eines Steuervereinfachungsgesetzes 2011–Drucksache 17/5125”.
- ・ Englisch. J (2007): “Verfassungsrechtliche und steuersystematische Kritik der Abgeltungssteuer” StuW 3/2007, Verlag Dr. Otto Schmidt Köln.
- ・ Feld. LP (2003): “Rückführung von Fluchtkapital als Voraussetzung für den fiskalischen Erfolg einer Abgeltungssteuer ?” in Schick. G (Hrsg.) “Veranlagungs-Abgeltungs-Steuerfreiheit” Stiftung Marktwirtschaft.
- ・ Ferdinand. A/Hallebach. D (2010): “Abgeltungssteuer-Die wesentlichen Neuerungen bei der Besteuerung von Kapitalerträgen ab dem 1. 1. 2009” Steuer und Studium, 3. 2010, nwb.
- ・ Feyerabend. HJ. A (2009): “Besteuerung privater Kapitalanlagen” C.H. Beck München 2009.
- ・ Griesel. C/Mertes. J (2008): “Die neue Abgeltungssteuer-Vom progressiven Steuersatz zur flat tax” Deutscher Anwalt Verlag.
- ・ Götzenberger. AR (2004): “Steueramnestie und neue Zinsbesteuerung” nwb.
- ・ Haas. I (2008): “Die neue Abgeltungssteuer” Haufe.
- ・ Handelsblatt (2010): “Abgeltungssteuer: Änderungen unter Experten umstritten” vom 15. 06. 2010.
- ・ Handelsblatt (2011): “Abgeltungssteuer: Steuerflucht-Gesetz erweist sich als Flop” vom 24. 01. 2011. Osnabrück.  
(<http://www.handelsblatt.com/politik/deutschland/steuerflucht-gesetz-erweist-sich-als-flop/3728494.html>)
- ・ Harenberg. FE/Zöller. S (2008): “Abgeltungssteuer 2009” nwb.
- ・ Hechtner. F/Hundsdoerfer. J (2009): “Schedulenbesteuerung von Kapital-



einkünften mit Abgeltungsteuer: Belastungswirkungen und neue Problemfelder”  
StuW 1/2009.

- Jung. A / Thöne. M ( 2009 ) : “ Sparerfreibetrag ” Evaluierung von Steuervergünstigungen Band 3 Evaluierungsberichte (zweiter Teilband) Forschungsauftrag Projektnummer 15/07 des BMF, FiFo Köln · Copenhagen Economics ApS · ZEW Mannheim.
- Kleinmanns. F (2009): “Negative Einkünfte aus Kapitalvermögen und die Abgeltungsteuer” DStR 46/2009.
- KONZ Steuerlexikon: Abgeltungsteuer (<http://www.konz-steuertipps.de/konz/lexikon/A/Abgeltungsteuer.html>)
- Lang. J (2010): “Einkommensteuer” in Tipke. K/Lang. J (Hrsg.) “Steuerrecht” 20. Auflage. Verlag Dr. Otto Schmidt Köln.
- OECD (2010): “Household saving rates Annex Table 23.” Economic Outlook 88 database.
- Paukstadt. M/Kerpf. A (2010): “Der neue Anwendungserlass zur Abgeltungsteuer”, DStR 14/2010.
- Ronig. R (2010): “Einzelfragen zur Abgeltungsteuer” DB 2010 Nr. 3.
- Schäfers. M (2011): “Abgeltungsteuer bringt viel weniger ein” FAZ. NET. vom. 24. 01. 2011.
- Schratzenstaller. M (2003): “Dualisierung von Einkommensteuersystemen-Stand und Perspektiven im internationalen Vergleich” DIW Vierteljahreshefte zur Wirtschaftsforschung Vol. 72/4.
- Spengel. C/Zinn. B (2010): “Konsequenzen und Folgerungen aus den Unternehmenssteuerreformen in Deutschland in den vergangenen 20 Jahren” in Tipke. K/Seer. R/Hey. J/Englisch. J (Hrsg.) “Gestaltung der Steuerrechtsordnung” FS für Joachim Lang, Verlag Dr. Otto Schmidt Köln.
- Statistische Ämter des Bundes und der Länder (2010): “Dienstleistungsbanken: Einlagen und aufgenommene Kredite von Nichtbanken” 05, 05, 2010, Datenbank GENESIS ([http://www.statistikportal.de/Statistik-Portal/de\\_jb\\_17\\_jahrta45.asp](http://www.statistikportal.de/Statistik-Portal/de_jb_17_jahrta45.asp))
- Wagner. FW/Wenger. E (1999): “Was wir von Österreich lernen können” HB NR. 067 vom 08. 04. 99.
- Wagner. FW (2010): “Warum sind nur manche Steuern reformbedürftig und andere nicht ? ” in Tipke. K et al. (Hrsg.) FS für Joachim Lang, Verlag Dr. Otto

Schmidt Köln.

- Weyss. FA (2003): “Erfahrungen mit dem österreichischen Modell einer Abgeltungssteuer” in Schick. G (Hrsg.) “Veranlagung-Abgeltung-Steuerfreiheit” Stiftung Marktwirtschaft.
- Zschaber. MC (2008): “Abgeltungssteuer—na und!”.